

第58事業年度 事業及び会務の報告

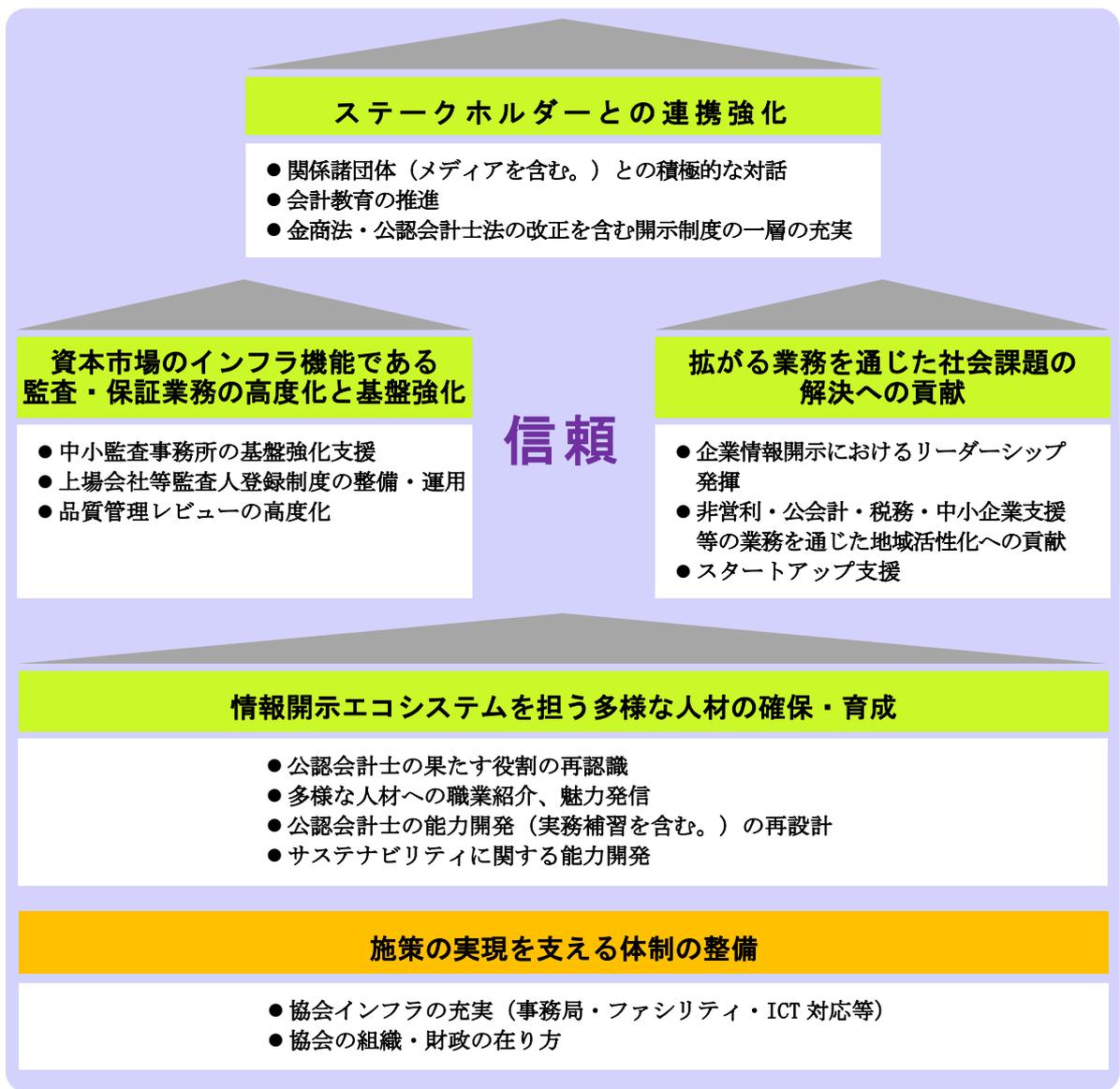
2023年7月26日開催の第57回定期総会において承認された第58事業年度事業計画では、現執行部における経営方針を以下のとおり定めた。

I. 経営方針

公認会計士は、社会からの信頼を基礎に、社会に信頼を創ることによって、国民経済の健全な発展に寄与し、安心して活力に満ちた豊かな未来の創造に貢献すること、これが社会に対して公認会計士が果たしたい役割であり、当協会では2022年4月から「信頼の力を未来へ/Building trust, empowering our future」を新たなタグラインとしています。

当該タグラインに込めた思いや公認会計士業界を取りまく環境等を踏まえ、現執行部がプライオリティをもって注力する施策として、次の4つの柱と施策の実現を支える体制整備を「経営方針」としています。

【経営方針としての4つの柱と施策の実現を支える体制整備】



第58事業年度においては、先般施行された改正公認会計士法の適切な運用に向けた取組、公認会計士としての資質を継続して向上させていくための取組、また社会の変化を踏まえた様々な情報開示制度の一層の充実に向けた取組等を重点施策として行って参ります。

(以下省略)

この5つの経営方針の下、事業活動を展開した。

なお、本事業及び会務の報告では、上記の経営方針に紐づく主要な施策の状況について報告した後、当協会のガバナンスの概況及びサステナビリティ関連の情報について報告する。

<5つの経営方針に基づく活動>

【経営方針1 資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の高度化と基盤強化】

(1) 中小監査事務所の基盤強化支援

2022年の公認会計士法改正においては、会計監査の信頼性確保の観点から、上場会社等監査人名簿への登録を受けた監査事務所に対して、より高い規律付けを行うための対応が求められることとなり、また、これに伴い改正された公認会計士法施行規則においては、情報開示の充実に係る規定が新設された。この状況を踏まえて、中小監査事務所連絡協議会では、中小監査事務所の経営基盤を強化するため、「監査品質向上のための対話型研修会」、「適格性の確認のためのガイドライン」対応のための相談窓口を通じて個別支援体制の充実を図った。また、上場会社等の監査を行う中小監査事務所に対し、改正法令で求められている「経営管理の状況等を公表する体制の整備義務」及び「監査法人のガバナンス・コードに沿って業務を実施するための体制及び当該コードの適用状況を公表するための体制の整備義務」への対応として、中小監査事務所の監査品質の維持・向上に関する自律的・自発的な対応を促し、記載内容を充実したものとするため、2023年9月に「監査品質のマネジメントに関する年次報告書作成のためのガイダンス」を示した。さらに、この年次報告書の作成、公表に関する「相談窓口」を設置し、この取組に関する支援を行っている。

また、改正法令において情報開示の拡充に係る規定が新設されたことを踏まえ、当協会は2023年7月に「監査事務所情報開示検討プロジェクトチ

ーム（2023年度）」を設置し、監査事務所が法令に定めのある情報開示規定に適切に対応できるようにする目的から、研究報告「公認会計士法令に基づく監査事務所の情報開示に関するガイドライン」を策定した。

2023年9月に開催した第44回研究大会札幌大会においては、「登録上場会社等監査人である中小監査事務所が行う新たな情報開示制度「監査品質のマネジメントに関する年次報告書と監査法人のガバナンス・コードの適用状況」の開示の在り方について（改正公認会計士法施行規則第93条、第95条及び第96条への対応）」をテーマに研究発表を行い、概要説明とパネルディスカッションを通して制度趣旨や必要な対応の周知を図った。

(2) 上場会社等監査人登録制度の整備・運用

上場会社を監査する監査事務所の登録については、2007年から自主規制で運用してきたが、2022年の公認会計士法改正において、法律上の制度として「上場会社等監査人登録制度」が導入された。これを踏まえ、2023年1月31日に開催した臨時総会において、会則等についての所要の改正の決議を行い、同年4月1日から、同制度の運営を行っている。

当協会は、上場会社等監査人名簿への登録の審査又は登録の取消しの判断を行う「上場会社等監査人登録審査会」を設置し、上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）又は登録上場会社等監査人が、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制を備えているかどうかについて確認（適格性の確認）を行い、当該確認結果に基づき、登録申請者の登録の可否の決定又は登録上場会社等監査人の登録の取消しの決定を行っている。

また、上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性を確認すべく、具体的なガイドラインを提供するための検討を行い、登録申請者又は登録上場会社等監査人が、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制を備えているかを判断するため「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」を2023年6月19日に公表した。

(3) 品質管理レビューの高度化

上場会社の財務報告の信頼性確保が我が国資本市場の十全の機能発揮のために不可欠な要素であることなどを踏まえ、前述のとおり監査人に対するより高い規律付けとして上場会社等監査人登録制度が導入された。また、改訂品質管理基準の適用による、監査事務所の自主的なリスク評価に

基づく品質管理システムの整備・運用が求められることとなった。このような状況を踏まえ、品質管理レビューの3か年及び単年度の方針を明文化したものととして、2023年6月に「品質管理レビュー基本方針（2023年度～2025年度）」及び「2023年度品質管理レビュー方針」を公表した。

上場会社等の監査を行う監査事務所に対しては、その適格性の確認や、上場会社等の監査を行う上で求められる業務管理体制の整備についても確認したほか、品質管理のシステムの整備状況に関する重要な不備事項の要因の領域及び項目について、高い規律付けの一環として、新たな目線で、品質管理レビューを実施した。

(4) 四半期開示制度の見直しへの対応

第212回臨時国会において、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が2023年11月20日に成立し、第1及び第3四半期報告書の提出義務は2024年4月以降廃止され、取引所の規則に基づく四半期決算短信に一本化されることとなった。これを受け、金融商品取引法の改正に伴う関連政令・関連府令等の規定の整備が進められ、2024年3月27日に、令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令等の改正が公表された。

企業会計審議会は、四半期開示の見直しに伴う監査人の期中レビューについて、2024年3月27日に「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」及び「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」を公表した。

これを受けて、当協会では2024年3月28日に「期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」」（旧四半期レビュー基準報告書第1号の改正）及び「期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」」を公表した。また、実務の参考に資するため、次の実務ガイダンス、研究報告等を公表した。

- ・ 期中レビュー基準報告書第2号実務ガイダンス第1号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める四半期財務諸表等に対する期中レビューに関するQ&A（実務ガイダンス）」
- ・ 法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」（改正）
- ・ 第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対する期中レビュー契約を締結しない場合の留意事項（お知らせ）
- ・ **【四半期開示制度の見直しに関する留意点Vol.1】** レビュー編

- ・ 【四半期開示制度の見直しに関する留意点Vol.2】後発事象、レビュー時間編
 - ・ 【四半期開示制度の見直しに関する留意点Vol.3】非上場会社編
- 四半期開示制度の見直しに関する各種情報は、協会ウェブサイトの「四半期開示制度の見直し」に取りまとめ、周知している。

【経営方針 2 拡がる業務を通じた社会課題の解決への貢献】

(1) 企業情報開示におけるリーダーシップ発揮

サステナビリティ課題は気候変動に限らず多岐にわたり、また、中長期的な企業価値と関連性を有するものとして広く認識されるようになり、情報開示に対する投資家等からの要請はこれまで以上に強いものとなってきている。2023年6月26日にIFRS財団の国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board：ISSB）から、最初の基準となるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する一般的要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」が公表された。これを受け、当協会は、二つの基準の公表を歓迎する会長声明「ISSBによるIFRSサステナビリティ開示基準（S1、S2）の公表について」を発出し、サステナビリティ開示基準の開発推進に貢献していくことを表明した。

国内においても、2024年3月29日にサステナビリティ基準委員会（Sustainability Standards Board of Japan：SSBJ）から、最初の基準となるサステナビリティ開示ユニバーサル基準及びサステナビリティ開示テーマ別基準の公開草案が公表された。当協会からも委員としてSSBJの議論に参画し、基準開発を支援している。

また、サステナビリティ情報の信頼性確保に対するニーズの高まりを受け、国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、2023年8月に公開草案「国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証の一般的要求事項」」を公表し、当協会は当該公開草案に対し、同年12月1日に意見を提出した。

当協会は、サステナビリティ情報の開示及び保証に関する情報を協会ウェブサイトに取りまとめ、適時の情報配信を行っており、理解向上に資する取組の一環として、開示及び保証に関する解説記事（Global Sustainability Insights及びSustainability Assurance Insights）の掲載を行っている。

(2) 非営利・公会計・税務・中小企業支援等の業務を通じた地域活性化への

貢献

● 公会計協議会の会員支援の強化

国や地方公共団体、社会福祉法人、医療法人等に関する官庁からの関係資料の公表状況や、関係分野の研修会の開催について、公会計協議会ウェブサイト及びメールマガジンの定期的な配信により、同協議会の部会員・賛助部会員に対して周知活動を行った。

また、公会計業務に従事する会員向け地方公共団体外部監査人・監査委員意見交換会の開催、eラーニング講座の新規配信、地域会における地方議会議員等向け研修会や社会福祉法人の関係者向け説明会に講師派遣及び費用の支援を行うなど幅広い活動を行った。

● 地方公共団体の決算書類に対する監査の可能性に関する検討

現行の「我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準」を前提として、地方公共団体の決算書類に対する任意監査が実施できるかという観点から、財務報告の枠組みを検討するとともに、実際に監査を実施する場合の実務的諸課題について研究を行い、公会計委員会研究報告「地方公共団体の決算書類に対して監査を実施する場合の財務報告の枠組みの検討と想定される実務的課題」として取りまとめ、2023年7月28日付けで公表した。また、国際公会計学会全国大会において、その周知を行った。

● 私立学校法に基づく監査の制度化

2023年の通常国会で成立した私立学校法の改正に関し、学校法人の監査制度に関する論点について、文部科学省と適時の意見交換を行った。また、法改正を踏まえ、文部科学省に設置されている学校法人会計基準の在り方に関する検討会に参画し、学校法人委員会において検討を行った学校法人のセグメント情報や附属明細書に関する意見書を提出するなど、会計と監査の両面について対応を行っている。

● 税務業務に携わる会員支援に関する活動等

税務業務協議会では、各地域における税務当局との関係の構築及び各地域で税務業務等に携わる会員に対する支援を行っており、各地域会と連携して、租税相談員や国税局担当官を講師とする税務事例研修会を実施した。

また、租税調査会では、種類株式の評価について納税者の予見可能性が確保されることが地域におけるスタートアップを含む企業の育成等にとって望ましいと考え、経営方針4の項目として記載の「令和6年度税制改

正意見書」において、種類株式の課税上の取扱いを明確化することについて意見を記載した。これを踏まえ、2024年3月27日付けで当協会から国税庁に対し、事前照会に対する文書回答手続により「買戻条件の付された種類株式について買戻しが行われた場合における譲渡法人の税務上の取扱いについて」として照会した結果、国税庁から2024年3月28日付けで回答を得て、一定の条件下における考え方と取扱いが公表された。

(3) スタートアップ支援

● IPOを目指す企業に対する質の高い監査の提供に向けた環境整備

上場準備における諸課題の一つとして、内部管理体制の整備状況や上場スケジュール等に関して、企業と担当する監査法人との間の認識ギャップが挙がっていることを踏まえ、IPOを目指すスタートアップ企業の相談を受け付けるため、2023年7月に「IPO監査に関する相談窓口」を設置した。

● Web3.0関連企業の監査

昨今、暗号資産やNFT (Non-Fungible Token) などのトークンを活用するWeb3.0ビジネスが成長している。我が国の新たな産業育成への取組として、Web3.0関連企業の監査について議論を進め、2023年11月20日に「Web3.0関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」を公表した。

また、本研究資料に関する研修会の実施に加えて、2024年1月10日に、Web3.0関連ビジネスの会計及び監査に関する事業者と監査人の相互理解促進を目的とした「Web3.0関連ビジネスの会計・監査に関する事業者・監査人共同フォーラム」を開催した。

【経営方針3 情報開示エコシステムを担う多様な人材の確保・育成】

(1) 公認会計士の果たす役割の再認識

社会からの評価の高まりを受けて公認会計士の活動領域はますます拡大しており、会員が従事する業務の多様化が進んでいる。公認会計士への評価は、監査の専門家としての蓄積された経験に由来しており、財務諸表監査は資本市場のインフラであるが、監査法人において監査業務に従事する会員の割合は近年減少傾向にある。

これらを踏まえて、各種施策は、監査の役割や重要性を広く理解してもらい、監査人材の確保・獲得に繋がるような観点で立案した。また、広報活動においては、上記を念頭にPRツールの制作などを行った。

なお、海外も含めて広く発信するために、国内外の有識者を集めて監査・

保証の価値と監査人材の育成・確保について議論する「日経グローバル会計・監査フォーラム」を企画した（2024年4月15日開催）。

(2) 多様な人材への職業紹介・魅力発信

当協会が創造する社会的価値やこれから目指す姿等をより一層幅広いステークホルダーに理解してもらえるよう、これまで年に一度発行していた「アニュアルレポート」を、「統合報告書」として全面リニューアルして発行した。このほか、公認会計士ブランドの浸透に向けて、SNSで公認会計士制度75周年に係る発信をする等、機会を捉えたSNS発信に努めた。

また、2023年12月13日に「2023年社外役員会計士協議会特別セミナー」を開催し、ガバナンス改革の必要性について各分野を代表する方に登壇いただき、基調講演とパネルディスカッションを行った。

(3) 公認会計士の能力開発（実務補習を含む。）の再設計

デジタル化、AIの利用・活用、サステナビリティ情報開示など、公認会計士を取り巻く環境が急速に変化する中、公認会計士が社会から信頼され続けるためには、環境の変化に適応した資質を継続して向上させるための能力開発が必要である。2022年12月に設置した「一体的能力開発検討特別委員会」において、試験前教育、公認会計士試験、実務経験、実務補習、修了考査及びCPDに至る一連の過程を通じた、一体的・包括的な能力開発プログラムの設計・運営について検討を行っている。本特別委員会においては、有識者等へのインタビュー、実務補習に対する意見収集、司法修習に関する視察・ヒアリング、専門学校へのヒアリング等を行っており、2024年8月には論点整理等を示すことができるよう検討を進めている。

(4) サステナビリティに関する能力開発

2023年4月28日に公表したサステナビリティ教育検討特別委員会報告書「サステナビリティに関する能力開発の基本方針とアクション」において、当協会におけるサステナビリティに関する人材育成、輩出に貢献するプラットフォームとなる、サステナビリティ能力開発協議会の設置が提言され、同年7月の第57回定期総会の承認を経て、同年8月に同協議会を設置した。

なお、同協議会において、公認会計士がサステナビリティに関する専門性を高め、資本市場のニーズに応じていくことが重要であり、公認会計士に求められる知見と必要な教育内容の明確化を図るため、共通的な指針と

して「JICPAサステナビリティ能力開発シラバス」の開発を進めた（2024年4月公表）。

また、当協会では、サステナビリティ能力開発に係る取組の一環として、2023年から「JICPAサステナビリティウェビナーシリーズ」を配信している。

【経営方針4 ステークホルダーとの連携強化】

「国民経済の健全な発展に寄与する」という公認会計士の使命を果たすためには、様々なステークホルダーとの連携が不可欠である。当協会の様々な施策において、経済界、学術関係者、官公庁、国際機関、マスメディア等、多くのステークホルダーと連携し、関係構築に取り組み、国会議員、市場関係者、他土業の専門家団体との積極的な対話を実施した。

(1) 関係諸団体（メディアを含む。）との積極的な対話

● 税制改正意見

我が国の経済社会の維持・発展に貢献するため、公平中立的な立場から、毎年、税制に対して提言や意見の表明を行っている。当協会では、経済社会構造の変化や一層拍車のかかる少子高齢化などに対処するため、税制を含むあらゆる政策手段の駆使や、持続可能な社会の実現に向けた企業の意欲的な取組に対し、政府が後押しする必要があると認識している。これらの現状認識の下、2023年6月27日に「令和6年度税制改正意見書」を公表した。

2023年12月14日に公表された「令和6年度税制改正大綱」において、企業への課税と支援をその成長段階や規模に応じてきめ細やかに行っていく姿勢が示され、当協会が税制改正意見書で示している趣旨に通底する措置が多く含まれた。

この「令和6年度税制改正大綱」の公表に併せて、「令和6年度与党税制改正大綱に関する会長コメント」を公表した。引き続き、税務を含む会計全般の専門家たる公認会計士の団体として、より良い経済・社会の実現に貢献すべく、積極的に意見発信していく。

● JICPAカンファレンス

当協会では、社会の重要課題に対して、企業経営者、投資家、学識者、公認会計士などの資本市場関係者が様々な視点から自由闊達に議論いただく場を提供することを目的として、JICPAカンファレンスを開催している。2023年12月7日に「持続的な企業価値創造」をテーマとして、各分野

を代表する方々に登壇いただき、基調講演やパネルディスカッションを通じて活発な意見交換を行った。

●他団体との共同研究

公益社団法人日本監査役協会及び一般社団法人日本内部監査協会との共同で、循環取引による会計不正に係る諸問題について内部統制の観点から検討を行い、「循環取引に対応する内部統制に関する共同研究報告」を取りまとめた（2024年4月公表）。本研究報告は、循環取引について、近年の事例を参考に様々な観点からその兆候、性質及び発見の端緒について3団体において意見交換を行い、監査の関係者及び循環取引の当事者となる可能性のある者を含めた全ての関係者の循環取引に関連する組織、内部統制についての認識を深め、循環取引の防止及び発見に関して参考となる情報を提供することを目的として研究し、取りまとめた。

●政治資金収支報告書の問題への対応

政治資金収支報告書の一連の問題に対しては、政治資金の透明性向上などの制度確立に向けて、政治資金監査制度の一翼を担う士業団体の一つとして、関係各所に説明を行ってきた。

なお、2024年4月には、会長声明「国会における政治改革に関する特別委員会の設置について」を発出し、関係各所と十分な連携を行い、しっかりとこの政治改革の議論に協力していく姿勢を示した。

●メディア対応

時機に合ったテーマを中心に必要に応じて報道各社を招いて記者会見又は記者向け説明会を開催した。マスコミ各社からの個別の取材依頼に対しては、公認会計士監査への理解を深めるべく、対応を行った。

また、協会の情報発信の強化の一環で、会計・監査を巡る動向や協会から報告書や実務指針を発信するタイミングを捉えて、新聞社や専門雑誌の記者に個別の説明を適宜実施し、公認会計士業界に対するメディアの理解度の向上に注力した。

(2) 会計教育の推進

先の公認会計士法改正において当協会の会則記載事項として会計教育活動が位置付けられ、また、2021年度の中学校・社会科で学習指導要領の解説に「企業会計」「会計情報の活用」が盛り込まれている。このような状

況を受け、当協会では社会全体で会計の基礎的な素養が必要であると考え、会計リテラシーの定着と会計の有用性に関する認識向上を図るための会計教育活動を行うこととし、その取組の方向性などについて「会計教育活動の推進に関する基本方針」として取りまとめた。

2024年2月9日には、馴染みの薄い「会計」を授業で取り扱う教員（主に中学校社会科）の方に向けて、「会計」を学ぶ・教える意義や「会計」を通じて何を学ぶことができるのか等を解説した教材「会計情報の活用」教員のための授業実践ガイドブック」を公表した。加えて、2024年2月・3月には東京・広島・名古屋の3か所で、文部科学省、各地の教育委員会等の後援を得て、日本教育新聞社と共催で、中学校社会科教員をはじめとした教育関係者を対象に「会計」を通して社会の見方を育む社会科教員向けセミナー」を開催した。

(3) 金融商品取引法・公認会計士法の改正を含む開示制度の一層の充実

● 公認会計士法改正への継続検討

2022年12月に協会内に公認会計士法特別委員会を設置し、公認会計士法に定められている監査法人制度（監査法人の社員の相互監視・相互牽制を前提とした制度）に対して、近年の監査法人の状況と乖離が生じていないか等の検討を行っている。検討に当たっては、監査法人や公認会計士に対するインタビューの実施を経て、監査法人の合併や組織運営の項目で重要な意思決定に総社員の同意が必要とされている点について、類似法、裁判例、逐条解説等を参照して論点整理を進めている。

● 開示後総会への取組

現状、大半の企業が有価証券報告書の開示を企業の株主総会の日以降としている。コーポレート・ガバナンスの観点から、この開示時期を株主総会前とする環境の整備に向けて動きが開始される段階であり、当協会においても関係者への説明や論点の整理などの基礎調査を進めている。

【経営方針5 施策の実現を支える体制の整備】

(1) 協会インフラの充実（事務局・ファシリティ・ICT対応等）

● 会館リニューアル

会員を支える基盤である公認会計士会館について、環境の変化に適応し、会員が会館を利用しやすくするとともに、スタッフが生産性を向上して協会の組織能力を進化させ、公認会計士が経済社会に更に貢献できるよう会

館リニューアルプロジェクト・ステアリングコミッティにおいて検討を行ってきた。2023年度は、会館リニューアルの基本設計を決定し、2024年度においては基本設計を基に、実施設計の検討、施行会社等の選定、リニューアル工事着工に向けての検討を引き続き進める。

● 会員DWH（次期会員登録情報管理システム）構築プロジェクト

現会員登録情報管理システムについて、会員・監査法人の手間を改善、業務を最適化し、基盤構築を実施することを目的に、2021年7月に協会DXステアリングコミッティを設置し、会員DWH（次期会員登録情報管理システム）構築を検討してきた。

本プロジェクトでは、全般的な費用対効果を含めて要件定義を進め2024年度に移行できるよう進めている。

(2) 協会の組織・財政の在り方

前執行部において別々に検討してきた協会のガバナンスと財政について、これらは相互に密接に関連することから、2023年5月に「協会ガバナンス・財政検討プロジェクトチーム」を設置し、協会の執行・ガバナンス及び財政が各施策の実現や情勢の変化に対応できるものとなるよう検討を重ねている。

< 当協会のガバナンスの概況 >

本事業年度末日現在、役員の構成は、会長、副会長7名、専務理事1名、常務理事32名及び理事44名の計85名並びに監事4名である。なお、理事のうち2名には、大場昭義日本投資顧問業協会会長及び増一行元・三菱商事代表取締役常務執行役員CFOが就任し、外部の視点からの執行の監視を担い、監事のうち1名には、山浦久司明治大学名誉教授が就任し、外部の視点からの監査を担っている。

また、会務運営の方向性等に関し意見を求め、会務運営の参考とすることを目的として、有識者による会務運営諮問会議を設置している。同会議は、以下の顧問6名で構成されている。

泉谷 直木 （一般社団法人日本IR協議会会長/アサヒグループホールディングス株式会社特別顧問）

山道 裕己 （株式会社日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループCEO）

島崎 憲明 (野村ホールディングス株式会社社外取締役/元国際財務報告
基準財団評議員)

坂東 真理子 (学校法人昭和女子大学総長/元内閣府男女共同参画局長)

伏屋 和彦 (一般社団法人日本内部監査協会会長/元会計検査院長/元国税
庁長官)

宮崎 裕子 (弁護士/長島・大野・常松法律事務所顧問/元最高裁判所判事)

※ 肩書・役職は2024年3月31日現在

<当協会のサステナビリティ関連の情報>

当協会は、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) の達成に向けた取組を一層加速するため、「SDGs宣言」を策定し、公認会計士が貢献できると考える分野を【経済】【社会】【人・環境】に整理し、重点項目を定め、持続可能な社会構築に貢献するための課題及び取組の方向性を示した。

ビジョンペーパー2022に掲げた当協会のサステナビリティに関する取組の方針として、SDGsの達成年度である2030年を見据え、SDGs達成に向けた様々な取組を国内外の動きに呼応し積極的に強化し、この実現に向けて、当協会としての以下の恒常的な体制構築を図ることとしている。

(1) 多様性への取組

女性会計士活躍の更なる促進として、当協会では2030年度までに公認会計士試験合格者数の女性比率30% (2023年度: 22.3%)、2048年度までに会員・準会員の女性比率30% (2024年3月末時点: 16.6%) のKPIを設定している。2023年8月31日にはパネルディスカッション形式にて「様々な領域で活躍する女性会計士～その活動とやりがい」を3人の女性会計士に聴く～2023」の開催や、2024年3月にオンラインイベント「公認会計士ってなあに? 公認会計士を目指す貴女へ2024～公認会計士になって未来を切り開こう～」の開催、女子学生向けの動画作成など、KPI達成に向けて施策を実行した。

また、当協会の女性の活躍推進に関する取組としては、現在公開している女性活躍推進法に基づいた当協会の行動計画に加え、2022年7月からの改正女性活躍推進法の施行に伴い、2024年4月には更なる女性の活躍の情報に関する項目を公開した。公開した項目は、①採用した労働者に占める女性労働者の割合及び②管理職に占める女性労働者の割合の2項目であり、2024年3月末時点で、①は正社員41.7%・契約社員0%・パート100%、②は15.6%で管理職合計64人中10人が女性となっている。

加えて、DE&Iに関する取組の一環として、2023年8月3日にDE&I研修会「LGBTQ+と企業や会計士の在り方～基礎知識から企業戦略、会計士として必ず押さえておくべきポイントまで～」を開催した。本研修会では、LGBTQ+についての基礎的な理解を深めることだけでなく、企業が戦略的に取り組むべきことへの理解促進や、会計士として非財務情報、人的資本、企業価値といった観点でどのような関わり方ができるか等についても研修を行った。

(2) 地球温暖化対策

2050年カーボンニュートラルに向けての2030年目標達成を含めた地球温暖化対策を、当協会自身の活動として具現化し開示していくにとどまらず、業界・ステークホルダーへ積極的に働きかける。2022年12月13日付けで公表したネットゼロ達成に向けたロードマップ「Carbon Footprint Report 2022」について、2023年3月末までの1年間のデータを公表した。今後、省エネ再生エネルギー活用強化、ZEROカーボン化、国際的認証の取得等を予定している。会館リニューアルにおいては、既存の設備などを活かしたリニューアルとして、リサイクル材の利用、家具の再利用を行う等、施設の長寿化へ対応するとともに、地球温暖化への対策も予定している。

(3) 地域の企業等の持続性に関する貢献

公認会計士は、各地域の自治体や企業の持続性に関する取組において情報に信頼を付与する役割のみならず、取組に参画する政官民の幅広いパートナーをつなぐプロフェッショナルとして期待されており、その取組を当協会として促進する体制を構築している。また、地域の中小企業、地方公共団体、非営利法人などへの貢献を行う公認会計士を支援する施策を推進している。

2023年12月には、会計・監査ジャーナル別冊第5号「社会課題の解決に挑む公認会計士」を発刊し、社会課題の解決に向けた公認会計士の活動に焦点を当て、全国16の地域会が実施する活動の一部を紹介した。

さらに、当協会のサステナビリティサイトでは、SDGsに取り組む公認会計士の紹介を行い、2024年3月29日には「地域で活躍する公認会計士×SDGs（シリーズ動画）」の第一弾を掲載した。

(4) 会計教育活動

会計リテラシーの浸透を図るための会計教育を全国的に展開し、そのツ

ール開発や教育を担う人材を輩出する仕組みを構築する。さらに、金融経済教育など他の取組とも連携し活動を強化すべく、幅広いステークホルダーとの連携を取りつつ適時適切な対応を進める。(会計教育への取組は、「経営方針4 ステークホルダーとの連携強化」の「(2) 会計教育の推進」を参照)

(このほか、サステナビリティ情報に係る開示・保証の取組は、「経営方針2 広がる業務を通じた社会課題の解決への貢献」の「(1) 企業情報開示におけるリーダーシップ発揮」を、サステナビリティに関する人材教育の取組は「経営方針3 情報開示エコシステムを担う多様な人材の確保・育成」の「(4) サステナビリティに関する能力開発」を参照)

以 上